

2025年度の事業報告

2025年4月1日から2026年3月31日まで

特定非営利活動法人 浜松成年後見センター

1. 事業の成果

はじめに

浜松成年後見センターは設立から13年目を迎え、成年後見制度の改定を視野に捉えつつ、地域の現状に密着し、必要となる支援に応えられるよう、日々、各関係機関と情報ネットワークを拡大し、協力、協働しながら実践活動を行っております。

2025年を振り返って

① 法定代理人・委任代理人として

[相談窓口から支援への一貫性]

現在、浜松市が市内全域を包括する権利擁護体制の構築を目指す取り組みの中で、当センターも次世代に繋いでいくため、その一翼を担い、浜松市の社会資源として貢献できるよう協働しております。

後見制度を取巻く相談窓口として、市内では浜松権利擁護支援センター(社協)が中心に位置付けられています。

そして、当センターも又、後見関連においては、今までの実績、長い実践経験から、関係機関からの相談依頼も多く、即戦力としてワンストップでの取り組みを継続しています。浜松市権利擁護支援センターとも密に連絡を取りながら連携して支援活動を進めております。この形は、市民の方々において、とても有益な体制になっていると考えます。

[包括的な家族支援、様々な支援に対応できる体制]

法人後見ならではの支援の形として、家族丸ごとを視野に入れ、家庭内に複数の要支援者がいても、包括的に対応できる体制が可能です。当センターの理念は、『福祉の視座に立つ支援』であり、その基盤はソーシャルワークです。ソーシャルワークの価値観の中で、後見人等として職務をこなし、同時に利用者を取り巻く環境全体を捉えながら、必要な支援サービスを提供できるよう、各関係機関とのネットワーク体制が構築されています。

又、後見制度特有の法的な視点は、とても重要であり、実際、法律職の関与が必要となる場面が多く見られます。その為、顧問弁護士をはじめ、役員にも弁護士が就任しており、協力弁護士としても複数関わっていただいております。

その為、とても近い関係において、必要があれば即座に相談対応が可能となっています。

更に、法人後見特有の支援として、法人内で担当者の変更が必要に応じて可能であるということです。今回の後見制度改正においても論点の一つとなっていますが、利用者のニーズが変化することにより、担当者の職種等も変化することが考えられますが、利用者本人と、担当者の相性の問題も大きいと考えます。

又、認知症や精神障害において、一度思い込み等で担当者に対して拒否感や被害意識を持たれると、それを訂正することが障害により難しく、適切な支援が提供できなくなります。そのような場合、法人内では状況を即座に共有できることから、担当者の変更が無理なく行われます。

[委任代理人としての活動支援]

高齢になり、身近に頼れる家族親族がいないことで、日々の暮らしに不安を覚えるのは当然のことです。

又、昨今は、子供に頼りたくない、自分自身で決めておきたいなどのニーズも高くなっています。

このような場合、まだ理解力や判断力がしっかり有ることから、成年後見制度の利用はできません。その為、双方の合意による「委任事務契約」で対応します。当センターは専門職集団です。法人として複数の目で客観的な判断が可能となっており、利用者本人の状況変化に応じた適切な介入ができるのです。このニーズは年々増加傾向にあると感じております。

[地元金融機関との業務提携]

委任代理人としても法定代理人としても、ご利用者の金銭管理、財産管理を担うことになるため、地元浜松磐田信用金庫との業務提携による協力体制は、関係各機関、及び地域の皆さまからの高い「信頼感」をいただいております。

- ・平成 29 年 12 月 浜松信用金庫と業務提携（平成31年1月に浜信、磐信合併）
- ・令和 3 年 4 月 はままつ資産承継相談所と相談業務提携
- ・令和 4 年 10 月 浜松磐田信用金庫と『ライフサポート契約』紹介契約

② 支援を担う実務者の養成・研修など

[実務者養成研修]

当センターでは、ニーズの増加に対応していくために、毎年『実務者・生活コーディネーター』の養成研修を継続して行っています。

毎年秋に、専門職資格を取得していることを前提とした、受講希望者を公募し、翌年1月後半から養成研修を行います。今年度は、30代から70歳までと年齢の幅が広がり、良い傾向にあると思います。

長く福祉の職場で経験を重ねた仲間と共に、若い世代も参画し、様々な年代と一緒に地域福祉に関わることは、とても健全であると感じており、大切に育成し、未来を担っていてもらいたいと願っています。

[内部研修の充実と地域社会への還元]

実務者も増え、日々の業務も多岐にわたるからこそ、常に一人ひとりが法人の理念に立ち返り、実務者皆が共通の基盤に立ち、支援活動に臨むことが何より大切です。

その為、実務者の継続研修には力を入れております。

又、その機会を地域の仲間たちにも広げ、ウェブ等を利用し、参加しやすいように行っています。

③ ライフサポート事業他の事業

[ライフサポート契約]

浜松磐田信用金庫との連携協力で、今年度も『ライフサポート契約』の契約数は着実に伸びています。独居や身寄りの無い方、又、親族に迷惑かけたくないからと、ライフサポート契約を希望される方が増えており、又、契約年齢も幅広くなっています。又、この契約相談の中で波及して要支援者の発見にもつながっています。

この支援活動は、利用者お一人お一人の人生を委ねられる事となる為、その責任は重く、身の引き締まる思いです。

誰もが、やがて年を取り、心身共にそれなりに低下していくことは間違いなく、私たちはそれを受け止め、見守り、必要に応じて適切に介入できるようにしていきます。

[委任代理人から法定代理人へ]

契約当初は、委任代理人としての役割で始まりますが、突然の事故や病気による介入も少なからず有り、当初の詳細なアセスメントが役に立っております。又、誰もが、やがて年を重ねていく中で、理解力判断力が低下したり、日常生活に支障が生じてきます。私たちは、その分岐点を適切に判断し、タイミングを捉え適切な介入ができるようにしています。その判断も法人ならではの多職種による複眼的判断で行っています。

[死後事務契約]

全ての人は、それぞれの人生を歩み、やがて死を迎えます。

当法人では、生前に、本人の意向をしっかり把握、定期的を確認し、亡くなる前からの対応、葬儀火葬、永代供養等、行政等の手続きに至るまで、何よりも故人の尊厳を大切に、丁寧に、その人らしい送り方で執り行っています。

又、希望により遺言書の作成、執行も関係機関と連携しておこなっています。

人生最後の最期まで共に歩み、本人の意思を全うできるよう見届けます。

④ 浜松市の権利擁護システムの一翼として

浜松成年後見センターは、浜松市の権利擁護システムの中で、浜松権利擁護支援センターと協力し、様々な会議等に参画し協力しております。

- ・浜松市成年後見制度利用促進協議会
- ・浜松市成年後見制度利用促進連絡会
- ・浜松市後見人等受任者調整会議
- ・浜松市福祉人材養成研修
- ・法人後見連絡会

・相談会 等

⑤ 成年後見業務の実績

年	後見	保佐	補助	ライブポ ート契約	委任事務契約 (内、死後事務契約)	合計
平成26年	34	18	5		1	59
平成27年	40	22	5		3(2)	69
平成28年	49	28	7		5(3)	87
平成29年	51	37	7		7(5)	98
平成30年	64	40	7		8(5)	115
平成31年度	70	50	10		15(12)	133
令和2年度	84	63	15		37(30)	171
令和3年度	101	61	23	13	131(82)	329
令和4年度	115	70	27	34	151(98)	397
令和5年度	109	72	25	61	132(105)	399
令和6年度	112	78	34	80	120(101)	424
令和7年度	108	81	36	108	160(151)	493

任意後見 6 件

*死後事務には後見制度利用者を含む

法定後見内訳

類型	高齢者	障害者	合計
後見	46	62	108
保佐	34	47	81
補助	25	11	36
合計	105	120	225

2 事業の実施に関する事項

(1) 総会・理事会

名 称	内 容	(A) 実施日時 (B) 実施場所	参加者	事業予算 (単位：千 円)
1. 定期総会	総会で決定すべき項目の	(A) 6月7日	会員	88

	審議	(B) 遠鉄新館会議室		
2. 理事会	法人の重要事項についての審議	第1回 R6年6月7日 第2回 R7年2月20日 第3回 R7年4月16日	理事 監事	120

(2) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施日時 (B)当該事業の 実施場所 (C)従事者の人数	(D)受益対象者の範囲 (E)人数	事業費の金額(単位:千円)
(1) 成年後見人等の受任に関する事業 成年後見制度等の啓発、相談、利用支援事業	審判・確定ケース 成年後見 108件 保佐 81件 補助 36件 任意後見 6件 総計: 231件	(A)2025年度中 (B)依頼者の自宅、福祉施設、家庭裁判所、関係行政機関、病院、当センター事務所等 (C) 40人	(D)認知症高齢者、知的障害者、精神障害者、 (E)231人	法定後見等 72,713
(2) 財産管理契約に関する事業 (3) 身上監護契約に関する事業	独居の高齢者、家族より依頼があり財産管理、身上監護、死後委任事務のサービスを実施した。 ライフサポート契約 80件 委任事務契約(うち死後事務委任契約) 120(101)件	(A)2025年度中 (B)依頼者の自宅、福祉施設、家庭裁判所、関係行政機関、病院、当センター事務所等 (C) 16人	(D)認知症高齢者、知的障害者、精神障害者 (E)242人	ライフサポート事業 8,188 委任事務契約等 5,757

(4) 成年後見人等の養成、研修、業務支援事業	実務者養成研修 1 回目 法人後見の理解、法人成年後見事業の理解、成年後見制度をめぐる最近の動向	(A)2026年1月31日 (B)遠鉄新館会議室 (C)2人	(D)有資格者 (E)13人	40
	実務者養成研修 2 回目 成年後見制度の基礎理解、後見等業務と委任事務業務	(A)2026年2月7日 (B)遠鉄新館会議室 (C)2人	(D)有資格者 (E)30人	150
	実務者養成研修 3 回目 実践活動と法律順守	(A)2026年2月14日 (B)遠鉄新館会議室 (C)2人	(D)会員、有資格者 (E)13人	40
	実務者養成研修 4 回目 活動実践中のソーシャルワーク	(A)2024年2月21日 (B)遠鉄新館会議室 (C)1人	(D)有資格者 (E)54人	40
	実務者養成研修 5 回目 公開講座 研修を通して振り返り	(A)2025年2月28日 (B)遠鉄新館会議室 (C)2人	(D)会員、有資格者他 (E)13人	40
(5) 成年後見制度等の啓発、相談、利用支援事業	浜松市成年後見制度利用促進協議会への参画	(A)2025年度開催 2回 (B)浜松市役所 (C)1人	(D)権利擁護従事者・関係者 (E)13人	30
(6) 成年後見制度等に関連する団体等との交流及び連携事業	浜松市成年後見制度利用促進連絡会への参画	(A)2025年度開催 2回 (B)浜松市役所 (C)1人	(D)権利擁護従事者・関係者 (E)18人	14

7) 成年後見制度等に関する情報収集、調査研究事業	実施していません。			
(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	浜松市における権利擁護体制構築に関するコアメンバー会議	(A)毎月1回 (B)聖隷社旗福祉事業団 (C)3人	(D)行政・写経・市内社会福祉法人等 (E)25人	45
	浜松いわた信用金庫からの委託事業相談	(A)随時 (B)当センター他 (C)1人	(D)信用金庫職員、利用者 (E)40人	1,100

会議等

名称	内容	実施日時	参加者
運営委員会	法人の運営状況の確認 課題の分析と対応策検討	年4回	理事 運営委員
ミーティング	1.法人の重要事項報告 2.実務の共有	毎月第2木曜日	全実務者
マネジメント会議	受任検討会 新規相談ケースから確定迄の経過報告 法人内の検討事項報告事項	毎月第3金曜日	主幹実務者 浜松磐田信用金庫理事他
ライフサポート会議	担当メンバーの情報共有 契約者の経過報告・確認	毎月第2木曜日	担当者・他